

戻入れ酒類の廃棄承認申請書の記載要領

- 1 この申請書は、酒類製造場であった場所（以下「廃止製造場」という。）に戻し入れた酒類に課された酒税相当額の控除又は還付を受けるため、当該戻入れ酒類の廃棄の承認を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、廃止製造場の所在地の所轄税務署長へ提出してください。
- 3 「廃棄する酒類」の※備考欄に、品目、アルコール分別等（％）、発泡性有無、容器区分、個数、数量（L）、税額（円）、移出年月日、戻入れ年月日及び戻入れ先を記載してください。
- 4 廃棄の方法及び理由についてはなるべく詳細に記載してください。

なお、酒類に不可飲処置を施し食酢用に、また酒類の原料としてそれぞれ販売する場合は、売買契約書の写し等を添付してください。